

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00446453

2025年5月7日

発信課	福祉保険課長寿社会課
担当者	澁谷
連絡先	電 話 25-5273/内線5342
	F A X 29-6404
	E-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和7年6月2日 8時45分 ~ 令和7年7月31日 17時15分
発表項目 (行事名)	令和7年度旭川市介護予防高齢者聞こえ支援モデル事業について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に補聴器購入費の一部を助成することで、聴力低下により閉じこもりにならないよう外出及び地域交流を支援し、もって高齢者の介護予防と福祉の増進に資することを目的としています。 1 助成金額 1人5万円まで 2 上限件数 100人（応募が上限件数を超えた場合は抽選） 3 モデル事業への参加申込の募集期間 令和7年6月2日から令和7年7月31日まで（必着） 4 助成対象者 次の要件のすべてを満たす方 (1) 旭川市民で65歳以上の方 (2) 自宅で生活している方 (グループホームなどの施設を除く) (3) 身体障害者手帳の交付を受けていない方、かつ交付対象にならない方 (4) 左右の耳それぞれで聴力レベルが40デシベル以上の方 (5) 耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要と認められる方 (6) 市のアンケート調査に回答いただける方
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	本事業について御掲載いただく際は、助成対象者の要件も併せて御記入いただきますようお願いいたします。
備 考	本事業に係る旭川市ホームページの記載内容につきましては、令和7年5月7日に今年度の情報へ更新予定です。

65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に 補聴器購入費の一部を助成します



聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器の利用を通じて外出や地域交流を支援し、介護予防と福祉の増進を図ります。

モデル事業への参加申込の募集期間

令和7年 **6月2日** から令和7年 **7月31日** まで（必着）

令和7年度の上限件数

100人
（応募が上限件数を超えた場合は抽選）

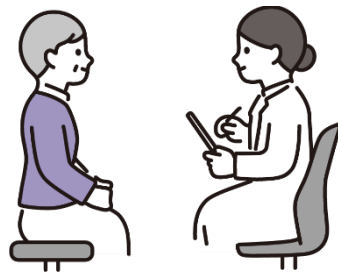
助成金額

補聴器購入費として1人 **50,000円** まで

助成対象者

次の要件のすべてを満たす方

- ①旭川市民で65歳以上の方（令和7年度に65歳になる方を含む）
- ②自宅で生活している方（グループホームなどの施設を除く）
- ③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方、かつ交付対象にならない方
- ④左右の耳それぞれで聴力レベルが40デシベル以上の方（普通の大きさの会話が聞き取りにくい程度）
- ⑤耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要と認められる方
- ⑥補聴器の購入前・後に、市のアンケート調査に回答いただける方



注意事項

- ※ 次の費用については助成対象外です
 - ・助成決定前に購入した補聴器の購入費
 - ・補聴器付属品や集音器の購入費、補聴器の修理費やメンテナンス費
 - ・耳鼻咽喉科の受診に係る費用（診察料、検査料、文書料など）
- ※ 両耳・片耳問わず助成は1人1回限りです
- ※ 購入先は、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。



お問い合わせ先・申込先

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階14番窓口
旭川市 福祉保険部 長寿社会課 地域支援係
電話 0166-25-5273



← 市のホームページは
こちらです

手続きの流れについては裏面をご覧ください



手続きの流れ



《 申込～参加決定まで（①～③） 》

① 「参加申込書」を取得

- ・「参加申込書」を市ホームページまたは総合庁舎2階14番窓口から取得します
- ・市ホームページからオンライン申請することもできます

② 「参加申込書」を市に提出（6月2日～7月31日）

- ・「参加申込書」を郵送または総合庁舎2階14番窓口で市に提出します

③ 市の審査後、必要書類が届く（8月中旬）

- ・市の審査後、モデル事業の参加が決まった方には、「助成申請書」、「医師意見書」、「購入前アンケート」が郵送で届きます
- ・参加申し込みが上限件数の100件を超えた場合、抽選により選定します（選外の場合でも市から結果通知が届きます）



《 参加決定後～（④～⑨） 》

④ 耳鼻咽喉科を受診

- ・「医師意見書」を耳鼻咽喉科に持って行き、補聴器が必要かどうか診断を受けます
- ・補聴器が必要と認められた場合は、「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」をもらいます

⑤ 補聴器販売店で見積書をもらう

- ・「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」を補聴器販売店に持って行き、見積書をもらいます（指定販売店一覧は市ホームページに掲載しています）

⑥ 必要書類を市に提出

- ・「助成申請書」、「医師意見書」、「オーディオグラム（聴力検査結果）」、「購入前アンケート」、「見積書」を郵送または総合庁舎2階14番窓口で市に提出します

⑦ 市の審査後、必要書類が届く

- ・市の審査後、「助成決定通知書」と「助成金請求書兼委任状」が郵送で届きます

⑧ 補聴器販売店で補聴器を購入

- ・「助成決定通知書」と「助成金請求書兼委任状」を補聴器販売店（見積書をもらった店舗）に持って行き、補聴器を購入します
- ・購入金額と助成金額の差額を支払い、領収書をもらいます

⑨ 購入後アンケートを提出

- ・補聴器の購入後に「購入後アンケート」が郵送で届くので、返信用封筒で市に提出します